地域計画

	_ ,
策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和16年度
市町村名(市町村コード)	上市町 (16322)
地域名 (地域内農業集落名)	上市地区 (旭町、南町、西町、柳町、天神町、稗田、湯上野、北島、法音寺、大坪、横法音寺、上法 音寺、正印、川原田、正印新、和合、横越、神田、新村、野福)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	315 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	244 ha
② 田の面積	234 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 - 3: ④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 - 4:5については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
 - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

中心市街地で、商業・工業施設が多くあり、未整備田が点在するため、農地の集積や集約化が難しい地区である。ま た、農地を管理できず売却したいという意見もあるため、耕作放棄地が増えることが懸念される。集落営農については 企業の定年延長などにより、新たな人材が入ってこないなどから高齢化が進んでいる。また、地域住民による畦畔の 草刈等、地区全体で農地や農業を守る姿勢が必要と考える。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

引き続き、地区内外の認定農業者等が水稲を中心とした作付けを行うとともに、収益性の高い園芸作物の生産に取り 組む。

2	農業の将来の在り方に向けた農	開地の効率的かっ	O総合的な	利用に関する目	目標					
	(1)農用地の効率的かつ総合的	内な利用に関するス	5針							
	農地中間管理機構への貸付けを進め、担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本とする。									
	(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標									
	現状の集積率	28.0 %	将	来の目標とする	5集積率	80	%			
	(3)農用地の集団化(集約化)	こ関する目標			•					
	地域の担い手農業者等による原新していく。	農地のゾーニングに	関する協	議を行い、協議	が整った部分に	ついて関	師目標地図を頭			
3	農業者及び区域内の関係者が2	2の目標を達成する	ためとるへ	き必要な措置						
	(1)農用地の集積、集団化の取	双組								
	地域内の話合いを通じて認定 進める。	農業者や新規就農	者を中心に	集積・集約の拡	大を進めるとと	:もに、分	散錯圃の解消を			
	(2)農地中間管理機構の活用に									
	将来の集約化を目指し、農業者	がの経営意向を踏ま	えて、可能	なものから農地	地を中間管理機	構に貸し	付けていく。			
	(3)基盤整備事業への取組									
	狭小、不整形な農地については を検討する。	は、耕作しやすいよ	う、畔倒し等	等の補正に努 <i>め</i>	るとともに、大口	区画化等	の基盤整備事業			
	(4)多様な経営体の確保・育成	の取組								
	県やJAと連携し、地区内外から	多様な経営体の参	₹入、就農を	を支援し、そので	確保∙育成を図る	ó .				
	(5)農業協同組合等の農業支持	爰サービス事業者等	等への農作	業委託の取組						
	委託することにより効率化が期	待できる作業に関い	しては委託	することを検討	し、遊休農地の	発生防止	:を図る。			
	以下任意記載事項(地域の実情 以下任意記載事項(地域の実情		事項を選択	こし、取組内容を	を記載してくださ	い)				
	☑ ①鳥獣被害防止対策 □	②有機・減農薬・減	肥料 🗵 🤅	シスマート農業	□ ④畑地化・輸出	出等 🗌 🤨	果樹等			
	□ ⑥燃料・資源作物等 □	⑦保全•管理等		農業用施設	□ 9耕畜連携	等 🗆 🛈	0その他			
	【選択した上記の取組内容】		II	•	•					
	①地域による鳥獣被害対策を行				柵の設置や、捕	獲体制の	D構築等に取り約			
	む。 ③農作業の効率化を	図るためスマート	農業の導入	を進める。						

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後						
属性		-元1人				(目標年度:令和 16 年度)					
		経営作目等	経営面	積	作業受託 面積	経営作目等	経営面	摃	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農		水稲	14.7	ha		水稲	14.7	ha	ha	Α	
認就		水稲、ねぎ	7.3	ha		水稲、ねぎ	7.3	ha	ha	В	
認農		水稲、そば	3.9	ha		水稲、そば	3.9	ha	ha	С	
認農		水稲	3.6	ha	ha	水稲	3.6	ha	ha	D	
認農		水稲、野菜	1.7	ha	ha		1.7	ha	ha	E	
認農		水稲、野菜	1.6	ha	ha	水稲、野菜	1.6	ha	ha	F	
認農		水稲	1.0	ha	ha		1.0	ha	ha	G	
認農		水稲、大麦	24.0	ha		水稲、大麦	24.0	ha	ha	Н	
認農		水稲	1.9	ha	ha	水稲	1.9	ha	ha	I	
認農		水稲	3.2	ha	ha	水稲	3.2	ha	ha	J	
認農		水稲	1.0	ha		水稲	1.0	ha	ha	K	
集		水稲	24.4	ha	ha	水稲	24.4	ha	ha	L	
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
計	12経営体		88.3	ha	0 ha		88.3	ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積 を記載してください。
 - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
 - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

、農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。